

**有明海自動車航送船組合規則第4号**

有明海自動車航送船組合職員の期末手当、勤勉手当に関する規則及び有明海自動車航送船組合職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則（有明海自動車航送船組合職員の期末手当、勤勉手当に関する規則の一部改正）

第1条 有明海自動車航送船組合職員の期末手当、勤勉手当に関する規則（昭和39年有明海自動車航送船組合規則第7号）の一部を次のように改正する。

第6条第1項（各号列記以外の部分）中「3箇月以内（基準日が12月1日であるときは、6箇月以内）」を「6箇月以内」に改める。

第12条第1項後段を削る。

別表第3中「| 3月1日 | 3月15日 |」を削る。

（有明海自動車航送船組合職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部改正）

第2条 有明海自動車航送船組合職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（昭和47年有明海自動車航送船組合規則第1号）の一部を次のように改正する。

別表第7の2海事職給料表の項3級の欄中「9号給」を「10号給」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、平成15年1月1日から施行する。ただし、第1条の改正規定は、同年4月1日から施行する。

（施行日における昇格又は降格の特例）

2 この規則の施行の日に昇格又は降格した職員については、当該昇格又は降格がないものとした場合にその者が同日に受けることとなる給料月額を同日の前日に受けていたものとみなして第2条の規定による改正後の有明海自動車航送船組合職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則第21条又は第22条の規定を適用する。

（平成15年6月に支給する期末手当に関する経過措置）

3 平成15年6月に支給する期末手当に関する第1条の規定による改正後の有明海自動車航送船組合職員の期末手当、勤勉手当に関する規則第6条第1項の規定の適用については、同項中「6箇月」とあるのは「3箇月」とする。

平成14年改正条例附則第2条の規定による職務の級における最高の号給を超える給料月額等を受ける職員の給料の切替え等に関する規則をここに公布する。

平成14年12月27日

有明海自動車航送船組合  
管理者 熊本県知事 潮 谷 義 子

**有明海自動車航送船組合規則第5号**

平成14年改正条例附則第2条の規定による職務の級における最高の号給を超える給料月額等を受ける職員の給料の切替え等に関する規則

（目的）

第1条 この規則は、有明海自動車航送船組合職員の給与に関する条例及び有明海自動車航送船組合技能労務職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例（平成14年有明海自動車航送船組合第8号）附則第2項の規定に基づき、職務の級における最高の号給を超える給料月額等の切替え等に関し必要な事項を定めることを目的とする。（職務の級における最高の号給を超える給料月額等の切替え等）

第2条 この規則の施行の日（以下「施行日」という。）の前日において有明海自動車航送船組合職員の給与に関する条例（昭和33年有明海自動車航送船組合条例第3号。以下「職員給与条例」という。）別表第1及び別表第2の給料表に定める職務の級における最高の号給を超える給料月額を受けていた職員の施行日における給料月額（以下「新給料月額」という。）は、次の式により算定した額とする。

$$\text{施行日におけるその者の属する職務の級における最高の号給とその1号給下位の号給との差額} \times \text{その者の施行日の前日における給料月額} - \text{施行日の前日におけるその者の属する職務の級における最高の号給の額}$$

（以下「旧給料月額」という。）

$$+ \text{施行日の前日におけるその者の属する職務の級における最高の号給とその1号給下位の号給との差額} + \text{施行日におけるその者の属する職務の級における最高の号給の額}$$

（期間の通算）

第3条 前条の規定により新給料月額を決定される職員に対する施行日以後における最初の職員給与条例第6条第8項ただし書の規定の適用については、その者の旧給料月額を受けていた期間（管理者の定める職員にあっては、管理者の定める期間）をその者の新給料月額を受ける期間に通算する。

附 則

この規則は、平成15年1月1日から施行する。